

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に
係る国民健康保険税の減免等について

1 対象者

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し
又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の
事業収入、不動産収入、山林収入、又は給与収入（以下「事業収
入等」）の減少が見込まれ、次の要件の全てに該当する世帯
 - i 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当
該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること
 - ii 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下である
こと
 - iii 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る
所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること

2 減免額

前年の合計所得金額を基に算定する対象保険税額の全額～10 分の 2

3 減免期間

令和 4 年 3 月 31 日までに納期限が設定されている令和 3 年度分の保
険税

4 令和 2 年度実施状況(実績)

減免決定件数 41 件 減免額 5,793,000 円
財政支援 減免額の 10 分の 10

5 令和 3 年度財政支援の割合の予定

減免額の 10 分の 4